

## 必ずお読みください

### ～ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種を受けるに当たっての説明～

予防接種を受ける前に疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市町の予防接種担当課に確認し、十分納得した上で予診票に署名をしてください。（署名についての詳細は裏面の6をご参照ください。）

## 1 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

ヒトパピローマウイルス（HPV）は皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることがわかっています。

## 2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、**予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。**予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

ヒトパピローマウイルスワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（痛み、赤み、はれ）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

※詳しくは、市町のホームページや個別送付される情報提供のリーフレットなどをご確認ください。

## 3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市町の予防接種担当課へご相談ください。

## 4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方の場合には、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

## 5 ワクチン別の接種回数と接種間隔等

ワクチン名	接種回数・接種間隔
サーバリックス（2価）	3回接種 2回目：初回接種から1か月後 3回目：初回接種から6か月後
ガーダシル（4価）	3回接種 2回目：初回接種から2か月後 3回目：初回接種から6か月後
シルガード9（9価）	2回接種 2回目：初回接種から6か月後 (小学校6年生～15歳の誕生日前日までに接種開始)
	3回接種 2回目：初回接種から2か月後 3回目：初回接種から6か月後 (15歳以降に接種開始)

※シルガード9（9価）ワクチンは令和5年4月1日から定期接種として使用できるワクチンに追加されました。

※原則、完了まで同じ種類のワクチンで接種してください。

ただし、キャッチアップ接種において、過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師に相談のもと接種するワクチンを選択してください。

## 6 保護者の同伴について

○接種は、原則保護者同伴です。ただし、13歳以上16歳未満の方は、同意書<sup>\*1</sup>を医療機関に持参し、予診票と同意書の両方に保護者の署名があった場合、保護者同伴でなくとも接種できます。

(<sup>\*1</sup>同意書を希望する方は市健康づくり推進課までご相談ください)

○16歳以上であって未成年の方が接種をする場合、保護者の同意は不要で予診票の自署欄は本人の自署で接種することができます。

## 7 子宮頸がん検診について

ワクチンで予防しきれなかった病変を早く見つけて治療するためには、子宮頸がん検診が必要です。子宮頸がんは、感染してからがんになるまで長い時間がかかるため、早く見つければ、がんになる前に治すことができます。ワクチンによるHPV16型とHPV18型の感染予防と、定期的な検診による早期発見によって、予防することができます。

下記市町では、20歳以上を対象として子宮頸がん検診を実施しています。20歳になったら定期的に子宮頸がん検診を受けましょう。

【お問い合わせ先】

宇治市健康づくり推進課 地域企画係

TEL：0774-20-8793（直通）

FAX：0774-21-0406